

ふじみ野市地域公共交通活性化協議会規約（案）

（目的）

第 1 条 ふじみ野市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議するため設置する。

- (1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号ほか）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による生活交通確保維持改善計画又は同項第 2 号の規定による地域公共交通確保維持事業に関する事項
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化再生法」という。）第 3 条の規定に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる事項

（事務所）

第 2 条 協議会の事務所は埼玉県ふじみ野市福岡一丁目 1 番 1 号ふじみ野市役所内に置く。

（所掌事務）

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関すること。
- (2) 生活交通確保・維持・改善のための事業に関すること。
- (3) 活性化再生法第 5 条の規定による地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 形成計画に定められた事業の実施に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第 4 条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) ふじみ野市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般社団法人埼玉県バス協会
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (5) 市民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 道路管理者
- (9) 公安委員会又は交通管理者
- (10) 学識経験者

(11) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者
(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(役員等)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 役員は、委員の互選により選任する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

5 会議は原則として公開とし、会議の公開に関する事務に必要な事項は、ふじみ野市審議会等の会議の公開に関する規則(平成22年ふじみ野市規則第3号)の例による。

6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(書面による決議)

第8条 前条の規定にかかわらず、協議会において協議が調った事項についての軽微な事項の変更に係る取扱い並びに法令及び制度の変更に伴い会議を開会する暇のない場合については、会長は、書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

2 前項の規定による決議については、前条第3項の規定に準じる。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第10条 会長は、第3条各号に掲げる事項及び道路運送法第9条第4項に規定する運賃等に関する協議事項に関して、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、ふじみ野市都市政策部に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、国からの補助金、他の団体等からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第14条 協議会は、会議に出席した委員及び第7条第6項の規定により会議に出席した者に対し、予算の範囲内で報酬を支払うことができる。

2 前項の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成27年6月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年 月 日から施行する。